

消防団員の身分と処遇



大津市消防団

目 次

《消防の任務》・・・P1

【消防の任務】・・・P1

《消防の仕組み》・・・P1

【消防機関】・・・P1

【消防団】・・・P1

《消防団員の身分》・・・P1～2

【消防団員は特別職の地方公務員】・・・P1

【消防団員の服務】・・・P2

【消防団長及び消防団員】・・・P2

【消防団員の階級】・・・P2

《消防団員の権限》・・・P3

【消防団員の権限】・・・P3

《消防団員の処遇》・・・P4～5

【団員報酬等】・・・P4

【団員の公務災害】・・・P5

【団員の退職報償金】・・・P5

《消防の表彰等》・・・P6

【国が行なう表彰】・・・P6

【日本消防協会が行なう表彰】・・・P6

【都道府県、都道府県協会、市町村が行なう表彰】・・・P6

《消防の任務》

【消防の任務】

消防の任務（消防組織法第1条）

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体、財産を火災から保護するとともに、水火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

《消防の仕組み》

【消防機関】

市町村は、消防事務を処理するため、消防機関を設置することになっています。消防団も消防機関のひとつです。

市町村の消防機関（消防組織法第9条）

市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

消防本部

消防署

消防団

【消防団】

消防団は条例に基づいて設置されます。

消防団の設置等（消防組織法第18条第1項）

消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

消防団員（消防組織法第19条）

消防団に消防団員を置く。

消防団員の定員は、条例で定める。

《消防団員の身分》

【消防団員は特別職の地方公務員】

消防団員は、それぞれの職業を持つかわら、災害時等に消防団員として活動しますが、この消防団員の身分は特別職の地方公務員です。

地方公務員には、市町村役場に勤務する職員などの一般職と、市町村長や副市長村長などの特別職がありますが、消防団員は、非常勤で特別職の地方公務員と規定されています。(地方公務員法第3条)

【消防団員の服務】

○消防団員への入団は本人の自由意志によりますが、懲戒処分などで免職される場合があります。

○消防団員が、個人として政党に入党すること、選挙運動すること、公職の候補者になり、公職に就くことは自由ですが、消防団員の地位を利用しての選挙活動はできません。

【消防団長及び消防団員】

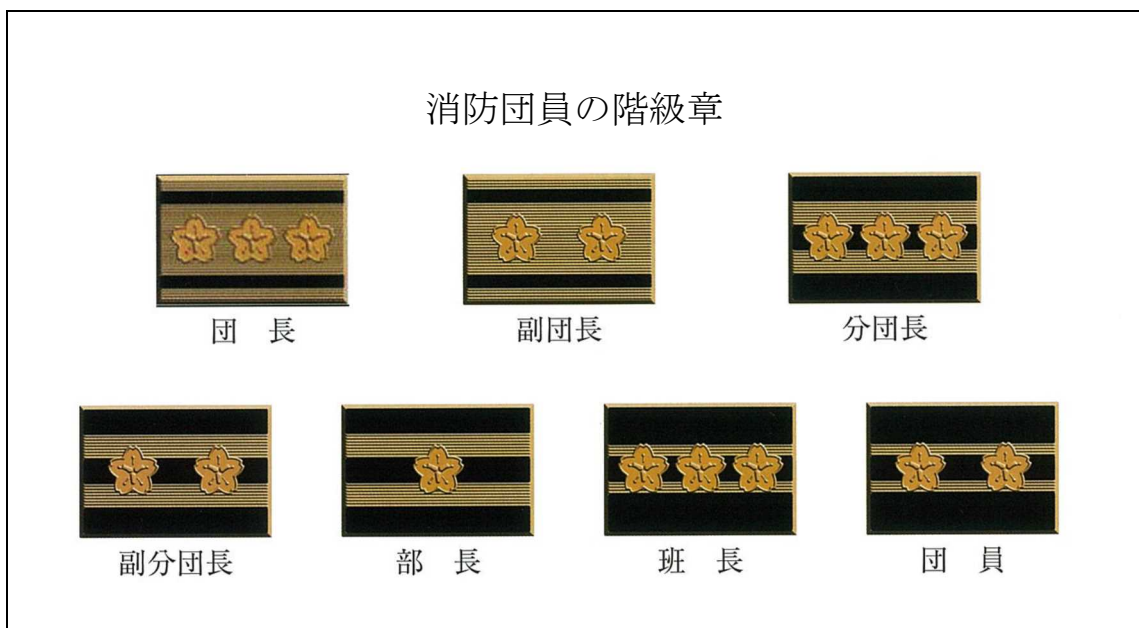
○消防団の長は、消防団長であり、消防団に関する事務を統括し、消防団員を指揮監督します。(消防組織法第20条)

○消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事することになります。(消防組織法第21条)

○消防団長は、消防団の推薦に基づき、市町村長が任命し、消防団長以外の団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命します。(消防組織法第22条)

【消防団員の階級】

○消防組織法第23条第2項に基づき、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定められています。



《消防団員の権限》

【消防団員の権限】

消防の任務を遂行するために、消防団員に対し、消防職員に準じて必要な権限が与えられています。

○立入検査

消防長又は消防署長は、火災予防のため特に必要があるときは、消防対象物及び期日又は期間を指定して、消防団員に立ち入らせ、構造、設備、管理の状況等の検査又は関係者に対する質問をさせることができます。(消防法第4条の2第1項)

○情報提供

火災現場においては、消防団員は、消防対象物の関係者などに対して、消防対象物の構造、救助を要する者の存否、消火、延焼の防止又は人命救助に必要な事項について、情報の提供を求めることができます。(消防法第25条第3項)

○優先通行権及び緊急通行権

優先通行権

消防車が現場に赴くときは、他の車や歩行者は道路を譲らなければなりません。(消防法第26条第1項)

緊急通行権

消防隊は、火災現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない道路や空地などを通行することができます。(消防法第27条)

○消防警戒区域の設定

火災現場においては、消防団員は、消防警戒区域を設定して、命令で定める者以外の者に対して、その区域から退去を命じたり、その区域の出入りの禁止、制限をすることができます。(消防法第28条第1項)

○緊急措置権

消防団員は、消火、延焼の防止又は人命救助の必要があるときは、消防対象物やその土地の使用、処分し、又は使用を制限することができます。(消防法第29条第1項)

消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近の者を消火や延焼防止、人命救助その他の消防作業に従事させることができます。(消防法第29条第5項)

《消防団員の処遇》

【団員報酬等】

① 団員報酬

団員には、階級に応じて次に掲げる報酬が支給されます。

(単位：円)

階 級	報酬年額	階 級	報酬年額
団 長	91,000	部 長	37,500
副 団 長	67,500	班 長	37,000
分 団 長	50,000	団 員	36,500
副分団長	38,500	機能別団員	9,000

② 機関員手当

消防自動車等の機関員に手当が支給されます。

(単位：円)

区 分	年 額
消防自動車機関員	6,000
小型動力ポンプ機関員	3,000

③ 出動報酬

団員が災害出動、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により支給されます。

(単位：円)

区 分	金 額
災害出動の場合	1 日 8,000
	4 時間未満は 4,000
警戒の場合	1 日 2,000
訓練その他の活動	1 日 1,600

④ 費用弁償

団員が災害出動等の職務に従事するため市内の当該災害出動等の職務に従事すべき場所に旅行したときは、費用弁償が支給されます。

【団員の公務災害補償】

消防団員の活動中の不慮の事故による死亡や負傷等の公務災害に備えて次のような補償制度が設けられています。

- 療養補償
- 休業補償
- 傷病補償年金
- 障害補償
- 介護補償
- 遺族補償
- 葬祭補償

【団員の退職報償金】

消防団員が退職した場合、市町村はその勤続年数や階級に応じ、条例の定めにより退職報償金を支給しています。(消防組織法第25条)

大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

(退職報償金の支給額)

第2条 退職報償金は、非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

別表(第2条関係)

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

《消防の表彰等》

消防団員、職員の労苦に感謝し功労を報いる意味で、国や自治体、日本消防協会などでは各種の表彰を行っています。

【国が行う表彰】

- 叙位
- 叙勲
 - 春秋叙勲、危険業務従事者叙勲、高齢者叙勲、死亡叙勲、緊急叙勲
- 褒章
 - 紅綬褒章、黄綬褒章、藍綬褒章、紺綬褒章
- 内閣総理大臣表彰
- 総務大臣表彰
- 消防庁長官表彰
- 退職消防団員報償

【日本消防協会が行う表彰】

- 団体表彰
 - まとい、表彰旗、竿頭綬
- 個人表彰
 - 特別功労章、功労章、功績章、精積章、勤続章、婦人消防隊員功績章

【都道府県、都道府県協会、市町村が行う表彰】

- 滋賀県知事表彰
- 滋賀県消防協会長表彰
 - 功績表彰、勤功表彰、勤続表彰、精励表彰（金章、銀章、銅章）、退団感謝状
- 大津市長表彰
- 滋賀県消防協会大津支部長表彰
- 消防団長表彰
- 特別表彰（団体表彰、個人表彰）